

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
20	A205の1	救急医療管理加算1	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2部A205救急医療管理加算の(2)のアからケまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100016	ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
			(当該加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合) 当該加算を算定した入院年月日を記載すること。	820100017 820100018 820100019 820100020 820100021 820100022 820100023 820100024	イ 意識障害又は昏睡 ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態 エ 急性薬物中毒 オ ショック カ 重篤な代謝障害(肝不全、腎不全、重症糖尿病等) キ 広範囲熱傷 ク 外傷、破傷風等で重篤な状態 ケ 緊急の手術、カテーテル治療等又はt-P A療法を必要とする状態
25	A221-2	小児療養環境特別加算	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第1章第2部A221-2小児療養環境特別加算の(1)のア又はイに規定するものうち、対象患者として該当するものを選択して記載すること。	820100025 820100026	ア 麻疹等に感染しており、他の患者への感染の危険性が高い患者 イ 易感染性により、感染症罹患の危険性が高い患者
41	A302	新生児特定集中治療室管理料	(総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料及び新生児治療回復室入院医療管理料と合計して22日以上算定した場合) 出生時体重について、「1,500g以上」、「1,000g以上1,500未満」、「1,000g未満」の中から該当する	820100027 820100028 820100029	出生時体重 1,500g以上 出生時体重 1,000g以上1,500g未満 出生時体重 1,000g未満
42	A303の2	総合周産期特定集中治療室管理料 2 新生児集中治療室管理料	(新生児特定集中治療室管理料及び新生児治療回復室入院医療管理料と合計して22日以上算定した場合) 出生時体重について、「1,500g以上」、「1,000g以上1,500未満」、「1,000g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。	820100027 820100028 820100029	出生時体重 1,500g以上 出生時体重 1,000g以上1,500g未満 出生時体重 1,000g未満
43	A303-2	新生児治療回復室入院医療管理料	(新生児特定集中治療室管理料及び総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料と合わせて31日以上算定した場合) 出生時体重について、「1,500g以上」、「1,000g以上1,500未満」、「1,000g未満」の中から該当するものを選択して記載すること。	820100027 820100028 820100029	出生時体重 1,500g以上 出生時体重 1,000g以上1,500g未満 出生時体重 1,000g未満
313	I014	医療保護入院等診療料	患者の該当する入院形態として、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院の中から該当するものを選択して記載すること。	820100207 820100208 820100209 820100210	措置入院 緊急措置入院 医療保護入院 応急入院

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセ プト表示文言
347	K022の 1	組織拡張器による再 建手術 1 乳房（再建手 術）の場合	「診療報酬の算定方法の一部改正に 伴う実施上の留意事項について」別 添1第2章第10部K022の組織拡 張器による再建手術の(2)のア又は イのうち該当するものを選択して 「記載すること。	820100246	ア 留意事項通知に規定 する一次再建
			(一連の治療につき2回以上算定す る場合) その詳細な理由を記載すること。	820100247	イ 留意事項通知に規定 する二次再建
356	K476-4	ゲル充填人工乳房を 用いた乳房再建術 (乳房切除後)	「診療報酬の算定方法の一部改正に 伴う実施上の留意事項について」別 添1第2章第10部K476-4ゲル 充填人工乳房を用いた乳房再建術の (2)のアからウまでに規定するも のの中から該当するものを選択して 記載すること。	820100248	ア 留意事項通知に規定 する一次一次的再建
				820100249	イ 留意事項通知に規定 する一次二次的再建
				820100250	ウ 留意事項通知に規定 する二次再建
357	K546 K547 K548 K549	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切 除術 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルに よるもの) 経皮的冠動脈ステ ント留置術	「診療報酬の算定方法の一部改正に 伴う実施上の留意事項について」別 添1第2章第10部K546経皮的冠 動脈形成術の(1)から(4)、(6)、 (7)、K547経皮的冠動脈粥腫切 除術の(1)及び(2)、K548 経皮的冠動脈形成術(特殊カテー テルによるもの)の(1)又はK54 9経皮的冠動脈ステント留置術の (1)から(4)、(6)、(7)に該当す る場合は、所定の事項を記載するこ と。		—
			(経皮的冠動脈形成術又は経皮的冠 動脈ステント留置術の「3」その他 のものを算定する場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に 伴う実施上の留意事項について」別 添1第2章第10部K546経皮的冠 動脈形成術又はK549経皮的冠動 脈ステント留置術の(4)のアから ウまでに該当する病変に対して手術 を実施した場合は、アからウまで の中から該当するものを選択して記 載するとともに、要件を満たす医学 的根拠を記載すること。また、医学 的な必要性からアからウまでに該 当する病変以外の病変に対して実施 した場合は、その詳細な理由を記 載すること。	820100251	ア 一方向から造影して 90%以上の狭窄病変
				820100252	イ 安定労作性狭心症の 原因と考えられる狭窄病 変
		820100253	ウ 検査を実施し機能的 虚血の原因と確認されて いる狭窄病変		
369	K664	胃瘻造設術	実施した胃瘻造設術の術式につい て、開腹による胃瘻造設術、経皮的 内視鏡下胃瘻造設術又は腹腔鏡下 胃瘻造設術の中から該当するもの を選択して記載すること。	820100254	開腹による胃瘻造設術
				820100255	経皮的内視鏡下胃瘻造設 術
				820100256	腹腔鏡下胃瘻造設術
372	K721-4	早期悪性腫瘍大腸粘 膜下層剥離術	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術を 算定した場合は、病変が以下のい ずれに該当するかを選択して記載し、 併せて病変の最大径を記載するこ と。 ア 最大径が2cm以上の早期癌 イ 最大径が5mmから1cmまでの神 経内分泌腫瘍 ウ 最大径が2cm未満の線維化を伴 う早期癌	820100257	ア 最大径が2cm以上の 早期癌
				820100258	イ 最大径が5mmから1 cmまでの神経内分泌腫瘍
				820100259	ウ 最大径が2cm未満の 線維化を伴う早期癌